

宮城県公安委員会行政活動の評価に関する条例施行規則

平成14年3月29日

宮城県公安委員会規則第5号

宮城県公安委員会行政活動の評価に関する条例施行規則を次のように定める。

宮城県公安委員会行政活動の評価に関する条例施行規則

公安委員会が行う行政活動の評価に係る行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）の施行については、知事が行う行政活動の評価の例による。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。